

4月の休館日

2日(月) 9日(月) 15日(日) 16日(月)
23日(月) 29日(祝・日) 30日(月)

浪江in福島ライブラリー きぼう
(仮設浪江図書館)

TEL・FAX 024(573)4295

E nanielib@gmail.com

〒960-0241 福島市笹谷字片目清水30-8

◆貸出冊数 1人5冊まで ◆利用時間 9時~17時
※お気軽にご利用ください。

みんなの図書館



読んでみませんか



「キラキラ共和国」

小川糸/著 幻冬舎2017

先代の跡を継ぎツバキ文具店の店主となった鳩子が、結婚をして親になりました。「代書」という仕事をとおしてどのように成長し、向き合ったの

か描かれています。

ごく普通のありふれた日常と、人と人とのつながりを丁寧に描いた心温まる作品です。

「ツバキ文具店」の続編となっています！



「女系の教科書」

藤田宜永/著 講談社2017

出版社役員を退職し、カルチャーセンターで文芸講座の講師をしている主人公 森川崇徳63歳。悠々自適のはずの退職後の人生、ある女生徒からの相談に振り回され、家庭内では母親の介護、3人の娘、自身の姉妹が抱える問題に翻弄される等、身近にある様々な出来事が…

ホームドラマのような作品です。



「猫がよるこぶインテリア」

ヤノミサエ/著 タツミムック2017

「へぐりさんちは猫の家」

廣瀬慶二/著 幻冬舎2014

「猫のための家づくり」

建築知識特別編集 エクスナレッジ2017

遺言(6) (特別の方式の遺言)

通常の場合は、自筆証書、公正証書、秘密証書のいずれかの方式で遺言を作成することになるのですが、特別の場合に、これら以外の方式で、遺言を作成することが認められています。その方式について説明しますが、特別の方式の遺言をしなければならなくなるといことはかなり稀ですので、いくつか簡単に説明するだけにしたいと思います。

まず、死亡の危急に迫った者のための遺言というものがあります。病気などにより死期が迫った者は、証人3人以上の立会いの下、自書をせず、遺言をすることが認められています。方式としては、立ち会った証人の1人が遺言者の遺言の内容を遺言書にまとめ、遺言者や証人に確認してもらい各証人が遺言書に署名押印をし、証人のうちの1人がこの遺言書を遺言書作成から20日以内に家庭裁判所に持って行き、裁判所に確認をし

今回は、特別の方式の遺言について説明します。

いつか役に立つ

法律知識

No.16



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

てもらうというものです。公証人は、出張してもらえますので、通常は、公証人に病院などにまで来てもらい、遺言を作成することで足りる。それすらできない場合に、使用される方式です。

また、船舶遭難者のための遺言というものがあります。船舶が遭難し、死亡の危急が迫っている場合の遺言です。前述の危急時遺言よりも、さらに方式が簡略化されています。方式としては、証人2人以上の立会いの下で、口頭で遺言をし、証人は、遺言の内容を書面にし、証人が署名押印をし、その書面について、家庭裁判所で確認を受けるといふものです。ちなみに、船舶遭難者遺言の条文を読むといつも立ち会った証人は無事に生還できるのだろうかと思ってしまう。

ほかに、特別の方式の遺言として、伝染病隔離者の遺言や在船者の遺言があります。

特別の方式の遺言の説明は以上です。遺言についての説明は今回で終わりにしたいと思います。次回には遺留分について説明します。